

熊本市都市公園
イベント利用等の手引き
～行為許可申請の方法・許可基準～

R4年度版

熊本市公園課
各区役所土木センター

— 目次 —

- 1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P2
- 2 手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・P3
- 3 相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・P4
- 4 受付期間・実施期間・・・・・・・・P4
- 5 許可申請が必要な行為・・・・・・・・P5
- 6 申請時に必要な書類・・・・・・・・P6
- 7 その他必要な手続き・・・・・・・・P7
- 8 使用料・・・・・・・・P8～9
- 9 許可の基準・・・・・・・・P10～16
- 10 法令関係資料・・・・・・・・P17～22
- 記入例・・・・・・・・P23～27
 - ・(様式1)「公園占用許可申請書」
 - ・(任意様式) 占用物件位置図
 - ・(任意様式) イベント企画書
 - ・(様式2)「公園内行為許可申請書」
 - ・(任意様式) 行為区域図
- 事例集・・・・・・・・P28～31

1. はじめに ～市民の皆様へ～

都市公園は、都市の中に緑とオープンスペースを創出するとともに、景観、レクリエーション、環境保全、防災、健康、精神的充足など様々な機能を有しています。近年ではその多様な機能やポテンシャルを引き出し、都市の魅力向上や地域の活性化などに資する都市公園の利活用の促進が期待されているところです。

本市では、都市公園の利活用を促進するとともに、全ての公園利用者が安全・快適に利用できるよう「熊本市都市公園行為許可基準要綱」（令和4年3月制定）を定めています。

皆さんが都市公園を利用される際は、自由使用が原則となりますが、イベントの実施等、一時的に独占的な使用をされる場合は、使用方法によっては他の公園利用者や周辺住民に著しい影響を及ぼすこともあるため、事前に公園管理者の許可を受けていただく必要があります。

この手引きは、上記要綱に基づいて、公園内で許可が必要な行為を行う場合のルールや手続きを、広く市民の皆さんに理解していただくために作成したものです。この手引きをご活用いただき、皆さんが公園を使いこなすことで、個性豊かで魅力的な公園が増えることを期待しています。

2. 手続きの流れ

1. 事前相談

P4

- 行為の目的・内容について、管轄する土木センターへ相談
- 公園の空き状況の確認 等

2. 申請手続き（実施日の3か月前～2週間前）

P6

- 申請書類の提出
 - ・ 占有許可申請書、行為許可申請書
 - ・ 占有施設配置図、イベント企画書、行為区域図 など



※必要に応じて、その他関係機関との協議

3. 許可

- 土木センターから許可書が交付されますのでお受取りをお願いします
- イベントの参加者募集や開催告知は、必ず許可を受けてから行ってください

4. 当日

- 許可書は必ず携帯してください
- 許可書に記載されている許可条件を遵守してください

5. 後片付け

- 車止めの鍵等、市から貸与されたものは速やかに返却してください
- ごみの回収等、原状回復を行ってください

使用料の支払いについて（P8）

土木センターから送付される納付書を用いてお支払いをお願いします。
※納付期限は、許可を受けた月の翌月の末日までとなります

3. 相談窓口

スムーズに手続きを進めるために、申請手続きの前に公園管理者（管轄区の土木センター）へ必ずご相談下さい。

【中央区の公園】中央区土木センター維持課：096-355-2940

【東区の公園】東区土木センター維持課：096-367-5509

【西区の公園】西区土木センター維持課：096-355-4578

【南区の公園】南区土木センター維持課：096-357-4878

【北区の公園】北区土木センター維持課：096-245-5054



※一部の公園につきましては管轄が異なりますので、各管理者にご相談ください。

【熊本城公園】熊本城総合事務所：096-352-5900

【辛島公園、花畑公園】市街地整備課：096-342-5356（指定管理者）

・その他、公園の管轄がご不明な場合は次のリンク先でご確認ください。

〈参考リンク〉 [熊本市の都市公園一覧について](#)

4. 受付期間・実施期間

1) 受付期間

許可申請書は、原則として行為を実施する日の3カ月前から2週間前までに提出してください。

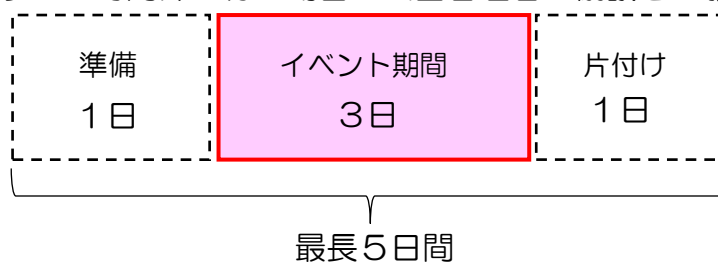
ただし、大規模なイベントを開催する際の関係機関との協議や出店者の募集等、準備や調整に3カ月以上の期間を要する場合は、3カ月以上前から申請することも可能ですので、管轄区の土木センターへご相談下さい。

2) 実施期間

公園内で連続して行為を行うことができる期間は3日間までとし、準備と片付け期間を入れて最長5日間の申請ができます。

時間帯は原則として午前7時～午後8時までとします。（開園時間に定めのある公園は除く）

やむを得ずこの時間外に行う場合は公園管理者と協議をお願いします。



5. 許可申請が必要な行為

都市公園は、原則として自由に利用できますが、集会やお祭り等、公園を一時的に独占して利用する場合や、テント等を設置してイベントを行う場合は事前に許可が必要です。

<p>許可が不要な行為 (自由使用)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・遊具を使った遊び ・散歩 ・ランニング ・鬼ごっこ ・お弁当を食べる ・個人の一般的な撮影 など 
<p>許可が必要な行為</p>	<p><行為許可申請> ※¹</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎テント、ステージ等を設置しない利用 (例:行商、集会など) ◎業としての撮影行為 (例:CM・テレビ番組の撮影、結婚式の前撮りなど) 
	<p><占用許可申請> ※²</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎テント、ステージ等を設置する利用 (例:地域の夏祭り、運動会、フリーマーケットなど) 

※¹ 行為許可申請・・・熊本市都市公園条例第2条に基づく許可申請

※² 占用許可申請・・・都市公園法第6条に基づく許可申請

6. 申請時に必要な書類

公園内で許可が必要な行為を行う場合に、必要な書類は下記のとおりです。行為に伴ってテント・ステージ等の仮設工作物を「設置しない場合」と「設置する場合」で、必要な書類が異なりますのでご注意ください。

チェック	No.	書類名	様式	備考	記入例
占有物を設置しない場合（テント・ステージ等を設置せずに行為を行う場合）					
<input type="checkbox"/>	1	行為許可申請書	様式2	熊本市都市公園条例第2条に基づく許可申請書	P26
<input type="checkbox"/>	2	行為区域図	任意様式	公園内のどの辺りで行為を実施するのかが分かる資料のご提出をお願いします。	P27
<input type="checkbox"/>	3	イベント企画書	任意様式	※イベントを行う場合に必要な書類です。 下記項目の記載をお願いします。 ①開催日時 ②イベントの目的・内容 ③会場計画 ④参加者数の見込み ⑤物品販売の有無・内容 ⑥周辺の交通対策（必要に応じて）	P25
<input type="checkbox"/>	4	誓約書	様式3	熊本市暴力団排除条例に関する誓約書	—
占有物件を設置する場合（テント・ステージを設置する場合）					
<input type="checkbox"/>	1	占有許可申請書	様式1	都市公園法第6条に基づく許可申請書	P23
<input type="checkbox"/>	2	占有物件の配置図	任意様式	占有物の設置場所や設置面積が分かる資料のご提出をお願いします。	P24
<input type="checkbox"/>	3	イベント企画書	任意様式	※イベントを行う場合に必要な書類です。 下記項目の記載をお願いします。 ①開催日時 ②イベントの目的・内容 ③会場計画 ④参加者数の見込み ⑤物品販売の有無・内容 ⑥周辺の交通対策（必要に応じて）	P25
<input type="checkbox"/>	4	誓約書	様式3	熊本市暴力団排除条例に関する誓約書	—

※申請書及び誓約書の様式は熊本市ホームページからダウンロード可能です。

熊本市ホームページから「公園課」で検索し、「公園での行為・占有許可申請について」を選択してください。

《申請の方法》 ※申請前に電話等で土木センターへご相談ください

- ①直接土木センターへ持ち込んで申請
- ②郵送による申請
- ③占有情報システムによる申請

システムを利用するためには申請者IDの取得が必要となります。

次のURLからシステムに入り、「はじめての方」のボタンからご利用ください。

<https://senyokumamoto.jp/senyo/>

7. その他必要な手続き

イベント開催に伴って飲食の提供や火気の使用をされる場合は、関係機関との協議が必要となります。必要に応じて、実施日までに手続きを行ってください。



内容	関係法令	協議先
食品を提供する場合	<ul style="list-style-type: none"> 食品衛生法 熊本県特定食品衛生条例 	熊本市食品保健課 (096-364-3188)
火気を使用する場合	<ul style="list-style-type: none"> 消防法 熊本市火災予防条例 熊本市火災予防規則 	中央消防署 (096-371-0119) 東消防署 (096-367-0119) 西消防署 (096-325-0119) 南消防署 (096-212-0303) 北消防署 (096-327-0119)
交通混雑が予想される場合	道路交通法	熊本中央警察署 (096-323-0110) 熊本東警察署 (096-368-0110) 熊本南警察署 (096-326-0110) 熊本北合志警察署 (096-341-0110)
屋外広告物（看板、のぼり旗等）を設置する場合	熊本市屋外広告物条例	都市デザイン課 (096-328-2508)

※内容によっては、上記以外にも手続きが必要な場合がありますので、申請者にてご確認ください。


8. 使用料

下記に該当する行為を行う場合は使用料が必要となります。なお、「都市公園使用料にかかる減免要綱」(P21)に該当する場合は、使用料が免除されます。

1) 占有物を**設置しない**場合

<p>【行商】</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リアカーでのお弁当、パン販売 ・石焼き芋販売 ・野菜、果物の販売 など 		<p>860円/月・件</p> <p>※1月未満の場合も、上記料金となります。</p>
<p>【業としての撮影】</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・結婚式の前撮り ・雑誌、CM撮影 など 		<p>860円/月・台</p> <p>※1月未満の場合も、上記料金となります。</p>

2) 占有物を**設置する**場合

<p>【テントやステージ等の設置】</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ大会の本部テント ・音楽コンサートでのステージと観客席 ・イベントに伴うキッチンカー出店 など 		<p>77円/日・㎡</p> <p>※設置面積に応じて料金が発生します。</p>
--	--	--

3) 設備使用料について

イベント等の開催に伴い、公園内の電源や水道を使用する際、通常想定される使用を超えるような利用を行う場合は、光熱水費をご負担いただきます。その取扱いについては下記のとおりです。

■請求の対象となる例

- 分電盤等から電源を取る場合
- 簡易的なプールを設置する場合
- 大規模な調理のために水を使用する場合 等

■請求の対象とならない例（通常使用の範囲）

- 水飲場、トイレの利用
- 砂ぼこり防止のための簡易的な散水 等

申請時

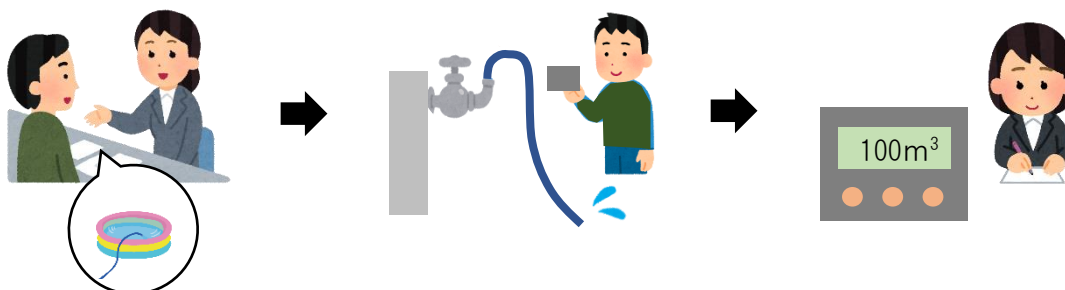
分電盤から電源を取る場合や、たくさんの水を使用される場合は、土木センターへお伝えください。

使用时

子メーターを貸与いたしますので、申請者にて設置をお願いします。

使用后

子メーターを速やかに返却し、土木センターへ利用量の報告をお願いいたします。利用量に応じた料金を算出し、後日請求させていただきます。



9. 許可の基準

公園内で下記のような行為を行う場合は、事前に許可が必要となります。該当するページをご確認の上、公園管理者（各区土木センター）までご相談ください。

<p>1) 販売を行いたい (行商)</p>  <p>P11 へ</p>	<p>2) 募金活動をしたい</p>  <p>P12 へ</p>
<p>3) 撮影をしたい</p>  <p>P13 へ</p>	<p>4) コンサートを開催したい (興行)</p>  <p>P14 へ</p>
<p>5) スポーツ大会を開催したい</p>  <p>P15 へ</p>	<p>6) イベントを開催したい</p>  <p>P16 へ</p>

(3) 撮影をしたい



公園内での個人の一般的な撮影は自由ですが、業としての撮影行為を行う場合は事前に許可が必要です。

業としての撮影とは？

撮影を職業として行う場合を指します。(職業でなくとも、個人が金銭を受け取って撮影を行う場合も含まれます)

申請が必要な撮影の事例

内 容	申 請	
	不要	必要
○記念撮影		
・ 個人のスナップ写真等の撮影	○	
・ 社内報や会報のための撮影	○	
・ 撮影を職業とする者による結婚式の前撮り等		○
○広告・宣伝目的の撮影		
・ 個人、自社の社員等による撮影	○	
・ 撮影を職業とする者による撮影		○
○写真集・雑誌等の撮影		○
○映画・ドラマ・CM等の撮影		○
○新聞等、報道機関による撮影	○	
○テレビ番組のための撮影		
・ 報道を目的とした番組撮影	○	
・ 上記以外の番組撮影		○

コ ラ ム



「公園でウェディングフォトを撮りたいのですが」というご相談を頻繁にいただきます。季節の草花や歴史ある建物をバックに、緑いっぱいのロケーションでの撮影にご好評いただいているようです。

幼い頃よく遊んだ公園、学校帰りにおしゃべりに夢中になった公園、初めてのデートで訪れた公園・・・お気に入りの公園で、人生の一大イベントの思い出づくりをしませんか？

(4) コンサートを開催したい（興行）



興行とは、観客から入場料金を取って、演劇・音楽会・コンサート・映画鑑賞等を行う行為です。

許可の基準

- 実施主体は原則として個人でないこと
- 観客の安全を確保するための対策を徹底すること
- 騒音が周辺住民の迷惑になる可能性のあるものについては、事前に音量の測定を行うこと

興行の事例

- ・サーカス
 - ・ナイトシアター鑑賞会
 - ・演劇鑑賞会
- など

コ ラ ム



興行のほとんどは営利を目的としますが、チャリティーなど採算を考慮しないものも興行に含まれます。

「公園では営利活動はダメ」というイメージがありますが、興行は“禁止行為”ではなく“許可が必要な行為”です。

公園の魅力向上にもつながりますので、素敵な催しの企画をお待ちしております♪

(5) スポーツ大会を開催したい



公園内でスポーツ大会を実施する場合は、他の公園利用者の安全を確保するため、原則としてグラウンド等の運動施設が整備された公園で行ってください。

区	公園名	グラウンド	テニスコート	野球場	駐車場	備考
中央区	渡鹿公園	-	-	○	○	
	八王寺中央公園	-	○	-	-	
	川鶴団地公園	○	-	-	-	
	坪井中央公園	○	-	-	-	
東区	錦ヶ丘公園	○	○	-	-	
	秋津中央公園	○	-	-	-	
	水前寺江津湖公園（庄口地区）	○	○	-	○	有料施設
西区	小島公園	○	-	-	○	
	蓮台寺公園	○	-	-	-	
	中島中央公園	○	-	-	○	
	柿原公園	○	-	-	○	
南区	御幸中央公園	○	○	-	○	
北区	坪井川緑地	○	○	○	○	有料施設

※その他、スポーツ振興課が所管する運動施設があります。

やむを得ず運動施設を備えていない公園で行う場合は、十分な広さのある広場にて実施をしていただき、安全対策を徹底してください。（実施場所は事前に各区土木センターまでご相談ください。）

(6) イベントを開催したい



公園内でイベントを開催する場合は、イベントの趣旨や目的が地域の活性化や、公園利用者の教養の向上につながるなど、公園利用者や近隣から愛される催しとなるよう工夫をお願いいたします。

イベント企画書について ※記入例は P25

許可申請書に添付するイベント企画書の作成については、実施日の2週間前までに、土木センターと内容の打合せをお願いします。

① 開催日時

- ・開催日だけでなく、準備と後片付けの日時も記入してください。
- ・雨天時の対応についても記載してください。

② イベントの目的・内容

③ 参加者数の見込み

④ 物品販売の有無（有の場合はその内容まで）

⑤ 周辺の交通対策

開催に伴い、園内駐車場や周辺道路に影響を及ぼす可能性がある場合はその予防策と苦情対応策を記載してください。

※イベント開催を原因として発生した事故等への対応策として、イベント保険へ加入するなど、主催者側で責任を取れる体制を確保するようお願いいたします。

イベントの事例

- ・地域特産品を販売するマルシェ
 - ・地域の夏祭り
 - ・子ども向けの職業体験イベント
- など

10. 法令関係資料

●都市公園法（抜粋）

（都市公園の占用の許可）

第六条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例（国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。

3 第一項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、政令）で定める軽易なものであるときは、この限りでない。

4 第一項の規定による都市公園の占用の期間は、十年をこえない範囲内において制令で定める期間をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

第七条 公園管理者は、前条第一項又は第三項の許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、前条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

（1）～（5）略

（6）競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物

（7）前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設

（許可の条件）

第八条 公園管理者は、第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の許可に都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

（原状回復）

第十条 第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の許可を受けた者は、公園施設を設け、若しくは管理する期間若しくは都市公園の占用の期間が満了したとき、又は公園施設の設置若しくは都市公園の占用を廃止したときは、ただちに都市公園を原状に回復しなければならない。ただし、現状に回復することが不適当な場合においては、この限りでない。

2 公園管理者は、第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の許可を受けた者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

●熊本市都市公園条例（抜粋）

（行為の制限）

第2条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画の撮影その他これらに類する行為をすること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- (5) バーベキュー等を行うため火気を使用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合及び集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益にならないと認められる場合に限り、第1項または前項の許可を与えることができる。

5 市長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付すことができる。

（許可の特例）

第3条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

第4条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項若しくは第2条第1項若しくは第3項の許可に係るもの又は公益上若しくは都市公園の管理上必要があると市長が認める行為については、この限りではない。

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形状を変更すること。
- (4) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること（規則で定める場合を除く。）
- (5) 貼紙若しくは貼札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ（自転車にあっては、降車し、移動させる場合を除く。）、又は留め置くこと。

- (8) 他人に危害を及ぼすおそれのある行為又は他人の迷惑となる行為をすること。
- (9) 都市公園をその用途以外に使用すること。
- (10) 前各号に掲げる行為のほか、都市公園の管理上支障があると市長が認める行為をすること。

(使用料)

第10条 法第5条第1項の許可を受けた者は、別表第1に掲げる使用料を納付しなければならない。

- 2 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、別表第2に掲げる使用料を納付しなければならない。
- 3 第2条第1項又は第3項の許可を受けた者は、別表第3に掲げる使用料を納付しなければならない。
- 4 有料公園又は有料公園施設（以下「有料公園等」という。）を利用しようとする者は、別表第4又は別表第5の右欄に掲げる使用料を納付しなければならない。

別表第2（第10条関係）

占用物件の種類	使用料	
	単位	金額
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	1 平方メートル 1 日につき	77 円

別表第3（第10条関係）

行為の種類	単位	金額
行商その他これに類するもの	1 件 1 年につき	10,320 円
業としての写真撮影	1 台 1 年につき	10,320 円
バーベキュー等火気を使用するもの	1 区画 1 回につき	1,000 円

備考

使用期間に1年未満の端数があるとき、又は全使用期間が1年未満のときは、月額をもって計算する。この場合において、1月未満の端数があるときは、これを1月として計算する。

●熊本市暴力団排除条例（抜粋）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 事業者で次に掲げるものをいう。
 - ア 法人であって、その役員又は規則で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの
 - イ 個人であって、規則で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの
 - ウ ア及びイに掲げる者のほか、暴力団員がその事業活動を支配する者として規則で定めるもの

●熊本市都市公園既納使用料還付基準（抜粋）

（既納使用料の全部又は一部還付）

第1条 既納使用料の全部を還付するのは使用する期間の全部が使用できなかった場合とし、一部を還付するのは使用できなかった期間分の使用料とする。ただし、使用料の単位時間等に満たない場合はその限りではない。また、都市公園法第6条第1項又は第3項の許可を受けて占用を行った場合もその限りではない。

（不可抗力）

第2条 条例第20条第1項第1号に規定する「不可抗力」とは次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 天候不良又は災害等により使用しなかった場合
- (2) 環境省が提供する「熱中症予防情報サイト」の熊本県地点熊本における暑さ指数（WBGT）が31℃以上となり、使用しなかった場合

（その他）

第3条 条例第20条第1項第3号に規定する「その他特に市長が相当な理由があると認めるとき。」とは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 使用する日の7日前までに使用の中止を申し出た場合（ただし、電子情報処理組織等によって中止の手続きを行った場合は、その手続きをもって中止を申し出たものとみなす）
- (2) 前号の規定に関わらず、イベント等で都市公園を使用する場合であって、かつ翌週以降に日程（予備日を含む）を確保している場合にあっては、すべてのイベント等日程を消化した翌平日までに翌週分以降の施設使用の中止を申し出た場合
- (3) 条例第20条第1項第1号又は第2号に準ずる理由があると市長が認めるとき

●都市公園使用料にかかる減免要綱（抜粋）

別表（第2条関係）

基準	減免の対象となる者	減免対象者の具体的基準	減免する事業内容	具体的事例
1	市・県その他の団体	・熊本市及び熊本県 ・熊本市及び熊本県の共催、後援又は協賛を受けている他の団体	・地方公共団体の事業又は行事による使用及び公園施設の設置又は管理を行う場合	・市主催の大会、イベントに係る使用料及び占有料 ・県主催で市の関係機関の副申がある場合の占有料 ・市の物件に係る使用料 ・その他の団体は市又は県による副申がある催し物
2	公園愛護会 自治会 婦人会 子供会等	地域住民で構成された団体	地域住民の組織団体が地域のふれあいの目的また地域の活性化の目的で使用する場合	・公園愛護会や地元が主催する行事に関する占有料 ・公園愛護会や自治会の設置する物件で、公園施設と認められ、かつ公共性が高い場合
3	社会福祉施設・福祉関係団体	・児童福祉法に基づく児童福祉施設（母子寮、養護施設、知的障害者施設等） ・老人福祉法に基づく老人福祉施設（養護老人施設、ケアハウス、老人福祉センター等） ・介護保険法に基づく介護老人保健施設 ・身体障害者福祉法に基づく身体障害者援護施設（肢体不自由者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉センター等） ・知的障害者福祉法に基づく知的障害者援護施設（知的障害者更生施設、授産施設等） ・社会福祉法に基づく社	社会福祉施設や福祉関係団体が社会福祉を主たる目的とする公益的な事業として使用する場合及び公園施設の設置又は管理を行う場合	・社会福祉施設や福祉関係団体が主催するイベントや大会及び個人で公園を使用する際に係る使用料及び占有料 ・社会福祉施設や福祉関係団体が設置する物件で公園施設と認められ、社会福祉の目的に寄与する場合で市の関係機関の副申があるもの

		会事業施設（授産施設、無料 低額診療所） ・生活保護法に 基づく保 護施設（救護施 設） ・学校教育法（盲、聾、 養護学校、特殊学級）		
4	幼稚園・小 学 校・高校 及び 保育 所	・学校教育法に規定する 市内 の幼稚園、小学校、 中学校、 高等学校 ・児童福祉法に基づ く市 内の保育所	左記の当該施設が 行 う教育上の目的 で公 園を占有する 場合	・運動会、記録会な ど
5	公園敷地の 所有者	・無償で土地貸借をして いる 契約者	公園敷地の所有者 が 申請した場合	・借用している公園 敷地の所 有者より申 請のあった占有料
6	報道機関	テレビ・ラジオ・新聞社 関係	報道機関が取材（公 園施設及び公園で の 催しに対するも のに 限る）のために 使用 する場合及び 都市公 園の周知並びに利用 の啓発に たために行わ れる場 合	・撮影内容が公園の 周知及び 公園利用の 啓発につながるも の ・報道機関が取材 （公園施設 及び公園 での催し）のために 使用する場 合
7	自然災害の 被災者	被災して、り災証明の発 行を 受けている者	台風等の自然災害 に よる建物復旧の たため の場合	・台風等の自然災害 による建 物復旧のた めの占有料
8	前記のほか、市長が特別の理由があると認める場合			

様式1 「公園占用許可申請書」記入例

公園占用許可申請書

※太枠内を記入してください

令和 年 月 日

熊本市長様

(〒 -)

住所 団体の所在地

申請人 団体名 団体名

代表者 団体の代表者役職・氏名

電話 ()

申請書の提出日を記載して下さい。

参加見込人数を記載して下さい。

次のとおり公園を占用したいので申請します。

公園名	八王寺中央公園		
占用の目的	マルシェ開催に伴うテント設置	人員	200名
占用の期間	令和3年4月5日～令和3年4月6日		
占用の場所	「占用物件位置図」のとおり		
設置する工作物 その他の物件、 または施設の名称 及び構造	物件の名称	テント、キッチンカー	物件数 6件
	構造	「占用物件詳細図」のとおり	
	占用の面積	60.5 m ²	
	占用の高さ	2.5 m	
	占用の長さ	2.5 m × 2.5 m × 6件	
管理の方法	イベント企画書「安全対策」に記載のとおり		
工事实施の方法	1. 申請者において設置 2. 請負		
工事の期間	-		
公園の復旧方法	申請者において清掃し、原状に復する		
添付書類	占用物件位置図と占用物件詳細図		

工事の期間は省略可

上記の申請について、次のとおり条件をつけて許可してよろしいか。

※根拠法令※

占用の可否：都市公園法第7条第 号

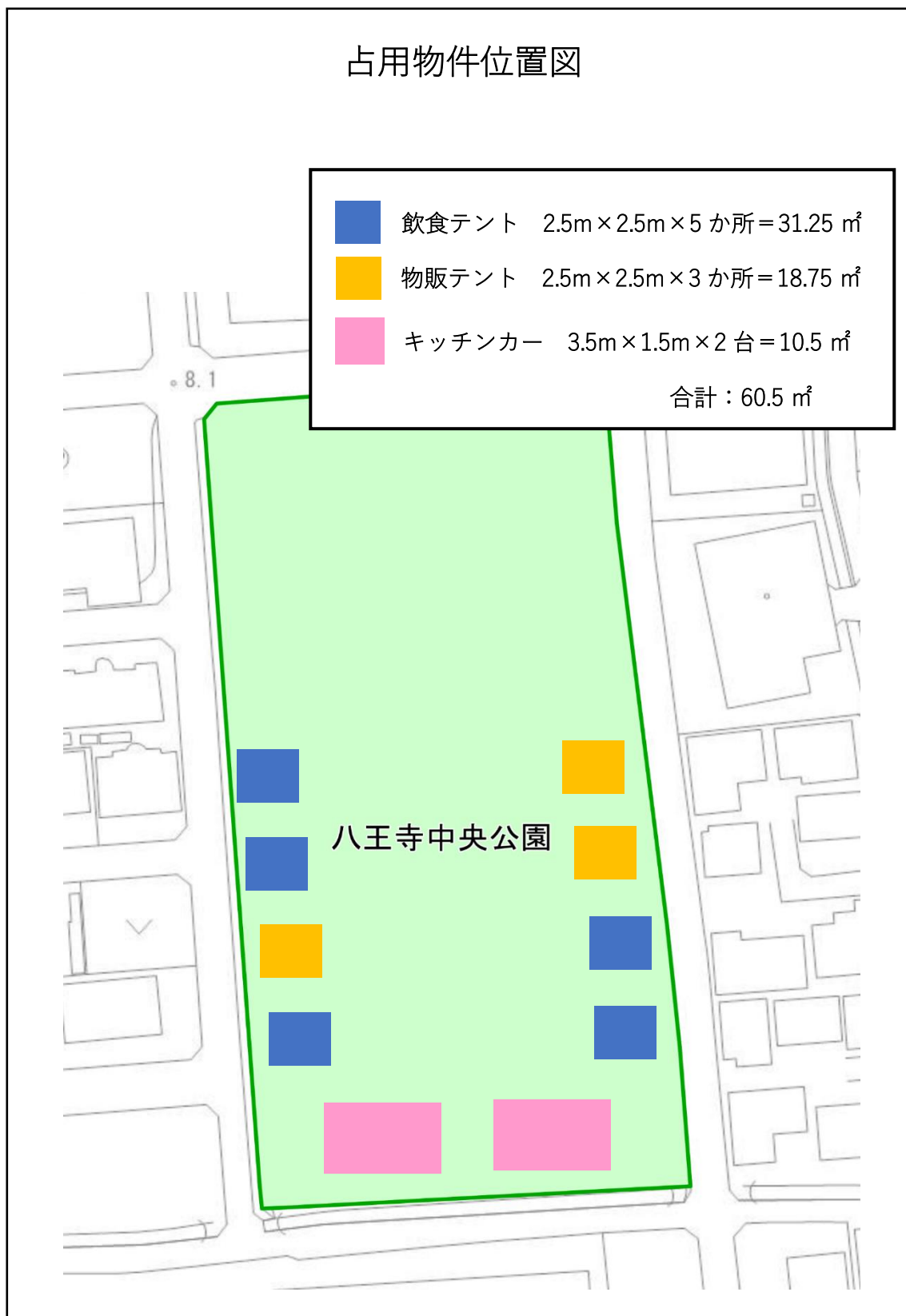
占用許可の条件：都市公園法第8条

使用料：熊本市都市公園条例第 条第 号

【必要な添付書類】

- 都市公園法
 - 許可なく占
 - 占用物件を
 - 許可を受けた者が第三者に損害を及ぼした時は、自己の責任において解決しなければならない。
 - 許可を受けた者が都市公園を荒廃または、毀損した時は市長の定める損害額を賠償しなければならない。
 - 許可期間中であっても本市において、公益上その他必要ある時は許可を取り消すことがある。
 - 許可を受けた者は自己の費用をもって許可に係る物件を原状に復して許可期間満了と同時に返還しなければならない。
- ・ 占用物の設置場所と設置面積、設置物の構造等が分かる図面
 - ・ 実施内容をできる限り詳細に記載したもの（イベント企画書など）

(任意様式) 占用物件位置図 記入例



(任意様式) イベント企画書 記入例

開催日時：令和3年4月5日（土）9：00～14：00

準備：令和3年4月4日（金）16：00～18：00

目的：地域と公園の活性化につなげることを目的として、地元の農産物の販売やそれらを使った料理等の提供を行うことで、地産地消を含めた食のあり方について考える機会を提供したい。

内容：①地元でとれた野菜や加工品の販売
②それらを使用した飲食物の販売（スムージー、パン、焼き菓子など）
③子ども向けの農業体験ブース
（プランターに野菜の植え、かん水体験をしてもらう。
栽培方法をレクチャーし、持ち帰ってもらう。）
※キッチンカー及びテントを設置予定

参加者数見込み：100人程度

安全対策：テントのポールはおもりを用いてしっかりと固定し、1時間おきに固定がはずれていないか点検を行います。

交通対策：案内チラシ及びInstagramにできるだけ公共交通機関を使用してくださいよう明記します。なお、路上駐車防止のため、警備会社へ依頼し誘導員2名を配置いたします。

※イベントのイメージ写真



様式2 「公園内行為許可申請書」記入例

公園内行為許可申請書（撮影用）

※太枠内を記入してください

申請書の提出日を記載して下さい。

令和 年 月 日

熊本市長 様

(〒 -)

住所 団体の所在地

申請人 団体名 団体名

代表者 団体の代表者役職・氏名

電話 (-)

公園内において、次の行為をしたいので申請いたします。

撮影の場合は、使用するカメラの台数を記載して下さい。

公園名	水前寺江津湖公園（広木地区）
行為の内容	ウェディングフォト撮影
参加人員	4名（スタッフ2名、被写体2名） カメラ台数1台
行為の期間	令和 4 年 4 月 5 日（ 9 :00 ～ 13 :00 ） 令和 年 月 日（ : ～ : ）
添付書類	行為区域図（公園を使用する場所）・ 撮影内容

上記の申請について、次のとおり条件をつけて許可してよろしいか。

※根拠法令※

行為の可否 : 熊本市都市公園条例第2条第1項第 号
及び同条第4項

行為許可の条件 : 熊本市都市公園条例第2条第5項

使用料 : 熊本市都市公園条例第10条第3号

許可の条件

1. 都市公園法、熊本市都市公園条例、同条例施行規則及び命令を守ること。
2. 行為中に、公園施設を滅失または、毀損したときは市長の定める額を賠償しなければならない。
3. 行為中第三者に損害を及ぼしたときは自己の責任において解決しなければならない。
4. この許可の条件に違反したときまたは施設の改良その他公益上必要のあるときは許可を取消すことがある。
5. 公園使用後は清掃し、原状に回復すること。
6. その他、公園管理者の指示に従うこと。

(任意様式) 行為区域図 記入例

行為区域図



< 撮影内容 >

新郎と新婦のウェディングスナップ撮影（しゃぼん玉の使用あり）

- ・ 被写体
男性 1 名、女性 1 名
- ・ カメラマン
男性 1 名
- ・ ヘアメイク
女性 1 名

イベント事例 1

■概要

イベント名：EZUCO Sunday Market

実施公園：水前寺江津湖公園（上江津地区）

実施期間：8：30～14：00

内容：地域と公園の活性化につなげることを目的として、地元の農産物の販売やそれらを使った料理等の提供を行うイベント。

販売物：地域の農産物（野菜・花など）、焼き菓子、ご飯やパン等の軽食
コーヒーやスムージーなど

■イベントの様子



イベント事例2

■概要

イベント名：レインボーマーケット

実施公園：水前寺江津湖公園（広木地区）

実施時間：10：00～15：00

内容：技術や企画を披露し社会進出に挑戦したい女性を応援するマルシェ
学生が運営補助を行うことによる社会体験
（職場体験、キッズ体験型スペース、女性ケア活動）

■イベントの様子



イベント事例3

■概要

イベント名：未来のお仕事フェスタ

実施公園：錦ヶ丘公園

実施時間：10:00～16:00

内容：各ブースでの子どもたちの職業体験を通し、「しごと」の楽しさ、喜び、尊さを伝え、各家庭にも地産地消への理解と参加企業の魅力を伝え、イメージ向上を図ることを目的としたイベント

■イベントの様子



イベント事例4

■概要

イベント名：ちんどんサーカス盆踊りキャラバン

実施公園：水前寺江津湖公園（上江津地区）

実施時間：13:00～、16:00～（2部構成）

内容：「人と人のつながりを感じる心」「楽しむ心」「感動する心」

「希望をもつ心」を共有し、育む場づくりとしてサーカスを実施。

- ・ 打楽器、吹奏楽器による生演奏会
- ・ 人形劇

■イベントの様子

